

## 耐震診断義務付け対象用途および規模要件（法附則第3条）

施設の用途	階数・規模	
小中学校、特別支援学校	2階以上かつ3,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1階以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設	3階以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		
幼稚園、保育所	2階以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	3階以上かつ5,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		
車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署など公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		1階以上かつ5,000㎡以上